

令和8年7月 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（運営管理）

改正基準 の該当 ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	No. 8	(削除) 以下<u>No. 8 ～No. 4 8</u> (略)	【関係法令及び通知等】 平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」 【略称】 児童虐待の防止等に関する法律 以下<u>No. 9 ～No. 4 9</u> (略)	児童福祉法改正による修正
7	1 運営方針	【基本的考え方】 2 (略) (参考) <u>保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂 こども家庭庁、文部科学省）</u> 【関係法令等】 (1) <u>児童福祉法第33条の10、11</u>	【基本的考え方】 2 (略) (参考) <u>保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）</u> 【関係法令等】 (1) <u>児童虐待の防止等に関する法律第3条</u>	児童福祉法改正及びガイドライン改訂等による修正

令和8年7月 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
凡例	No. 22	【関係法令及び通知等】 令和8年3月30日こ成安第45号、7教参学第52号「教育・保育施設等における事故の報告等について」 【略称】 こ成安第45号通知	【関係法令及び通知等】 令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」 【略称】 こ成安第44号通知	通知廃止・発出による修正
凡例	No. 23	【関係法令及び通知等】 令和8年4月1日8福祉子保第19号通知「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」 【略称】 8福祉子保第19号通知	【関係法令及び通知等】 令和7年3月31日6福祉子保第5649号通知「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」 【略称】 6福祉子保第5649号通知	通知廃止・発出による修正
25	1 保育の状況 (4) 保育内容の状況 イ 虐待等の行為	【基本的考え方】 認証保育所の職員は、児童に対する虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。例えば、次に示した行為である。 (1)～(2) (略) (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所に通う他の児童による(1)、(2)又は(4)までに掲げる行為の放置その他の施設職員としての養育又は業務を著しく怠ること。 (4) (略) 【参考】 保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和7年8月改訂 こども家庭庁、文部科学省） 【関係法令等】 (1) 児童福祉法第33条の10、11 (2)～(3) (略)	【基本的考え方】 認証保育所の職員は、児童に対する虐待その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。例えば、次に示した行為である。 (1)～(2) (略) (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置。 (4) (略) 【参考】 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁） 【関係法令等】 (1) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (2)～(3) (略)	児童福祉法改正及びガイドライン改訂による修正

令和8年7月 東京都認証保育所指導監督基準の主な改正内容（保育内容）

改正基準の 該当ページ	該当箇所	改正内容		改正理由
		新	旧	
29	2 食事の提供の状況 (6) 衛生管理 ウ 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理等	【基本的考え方】 (略) 衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「<u>児童福祉施設等における食事の提供ガイド</u>」（子ども家庭庁）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関／国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にする。	【基本的考え方】 (略) 衛生管理については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」、「<u>児童福祉施設における食事の提供ガイド</u>」（平成22年3月厚生労働省）及び「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン（世界保健機関／国連食糧農業機関共同作成・2007年）」を参考にする。	ガイドライン改訂による修正
33～34	3 健康・安全の状況 (8) 児童の安全確保	【基本的考え方】 (略) 次に掲げる事故等が発生した場合は、区市町村に速やかに報告すること。 ①～③ (略) ④ <u>自動車への置き去り事故</u> ⑤ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ⑥ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合 ⑦ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合 (略) 損害賠償保険等に参加するなど、保育中の万が一の事故に備えること。 【関係法令】 (1) (略) (2) こ成安第45号通知 (3) 8福祉子保第19号通知 (4)～(5) (略)	【基本的考え方】 (略) 次に掲げる事故等が発生した場合は、区市町村に速やかに報告すること。 ①～③ (略) ④ 感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合 ⑤ 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、又は発生しかけた場合 ⑥ その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案（児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。）が発生した場合 (略) 賠償保険等に参加するなど、保育中の万が一の事故に備えること。 【関係法令】 (1) (略) (2) こ成安第44号通知 (3) 6福祉子保第5649号通知 (4)～(5) (略)	通知廃止・発出による修正 所要の修正